

業務指示書（小規模）

イラク国「原油輸出施設復旧事業」に係る案件実施支援調査（SAPI）フェーズ4

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 島田 清仁 Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：石油セクターの環境管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/油流出事故対応計画取り纏め）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：石油セクターにおける環境管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境・安全管理】

- 1) 類似業務の経験：石油セクターにおける環境管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（イラク 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
安全確保に必要な経費(第3 業務実施上の条件 4.(1) 参照)
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IQD1 = 0.089 円, US\$1 = 102.19 円, EUR1 = 138.88 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/油流出事故対応計画取り纏め
環境・安全管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.36 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月7日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

イラク国「原油輸出施設復旧事業」に係る案件実施支援調査（SAPI）フェーズ4

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/油流出事故対応計画取り纏め	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 環境・安全管理	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

イラクにおける石油セクターは同国にとって、ほぼ唯一の外貨獲得源である。イラクは原油確認埋蔵量が1431億バレルと世界有数の石油大国であり、同国の原油生産量のピークは1979年に記録した約370万バレル/日であるが、1980年代以降、原油生産量は度重なる戦乱の影響を受け、一時約100万バレル/日を下回るレベルまで低迷するなど不安定な状況が続いたものの、現在では約300万バレル/日のレベルまで回復している。2013年に発表された国家開発計画（2014～2017）では、2017年までの目標として原油生産量を950万バレル/日まで引き上げるとされており、現在、油田開発が進められている。原油輸出量については、2017年までの目標として600万バレル/日が掲げられているが、現状約260万バレル/日の水準にとどまっている。イラク政府は、JICAの円借款を通じ、イラクの主要な原油輸出施設である南部バスラ県ファオの施設能力につき、160万バレル/日増加させることを目的とする「原油輸出施設復旧事業」を実施しており(2008年1月に円借款契約締結)、本事業完了により、原油輸出施設の出荷能力が160万バレル/日増加することになる。

一方、上記のとおり原油生産量及び原油輸出量ともに増加することが期待される中、全輸出量の約8割を占める海上ターミナルからの輸出において、石油流出事故に係る対策は殆ど備えがなく、石油流出事故が起きた場合には、イラク沿岸海域の汚染にとどまらず、海流に乗ってペルシア湾全域が汚染され、ペルシア湾に接するイラン、カタール、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン等に多大な影響を及ぼすことが懸念される状況であった。このような状況を踏まえ、円借款事業「原油輸出施設復旧事業」について、石油流出事故対策の強化を行うことで援助効果の増大を図るために、石油流出事故対応に係る計画を策定することを主な目的とした案件実施支援調査(SAPI：Special Assistance for Project Implementation)が実施された。当プロジェクトは3フェーズに分けて実施され、フェーズ1では「油流出事故対応基本計画（Basic Oil Spill Response Plan：Basic OSRP）」の策定、フェーズ2では「原油輸出施設に係る油流出対応計画（ターミナルOSRP）」の起草、フェーズ3ではターミナルOSRPに関する具体的な手順書・計画書の策定、及び実施機関の事故対応能力強化のための教育訓練を実施した。

円借款事業「原油輸出施設復旧事業」にて設置される海上原油出荷設備が効果的・継続的に運用されるためには、これまでの調査にて策定されたターミナルOSRPにつき、イラク全土を対象とする国家油流出事故対応計画（National Oil Spill Contingency Plan: National OSCP）が策定された上で、その中で位置づけられ、活用されることが必要である。また、今後、イラクはペルシア湾における地域共同防災体制（*）への再加入を果たすためにも、上記に述べた3年間にわたる調査の成果を活かし、領海内、南部河川及び河口部、沿岸部、内陸部を含むイラク全土を対象とするNational OSCPの策定が必要であり、支援実施検討のための事前調査を実施する。

今後のイラクに対するNational OSCP策定の支援につき、支援効果の増大のためには、ROPME (Regional Organization for the Protection of the Marine Environment：ペルシア湾の海洋環境保護のための地域機関)及びMEMAC(Marine Emergency Mutual Aid Center：ペルシア湾の油流出事故対策を実施するROPMEの下部機関)との協力が必要であるため、ROPME及びMEMACとの協力関係を構築し、また、今後のROPME加盟諸国への支援協力の可能性についても併せて考察・協議する。

(* 注) ペルシア湾の海洋環境保全のために締結されたクウェート条約に基づき設置された MEMAC (Marine Emergency Mutual Aid Center) が統括している ROPME Sea Area Oil Spill Contingency Plan (湾岸 8 カ国による共同防災計画)。MEMAC では加盟国間の National OSCP を調整し、流出油に対する共同防除作業を円滑化するために、ROPME Sea Area Oil Spill Contingency Plan を策定している。MEMAC 加盟国の義務として、National OSCP を策定し、その進捗状況及び最新の情報を定期的に報告することが必要とされている。ほとんどの加盟国は既に National OSCP を策定しており、イラクの National OSCP の策定は、ROPME 海域における統合的な共同防除体制構築のために重要視されている中、イラクはクウェート条約を批准しているものの、現在、MEMAC での実質的な活動は停止している状態である。

2. 調査の目的

これまでの調査にて策定されたターミナル OSRP を実効的に機能させ、石油関連活動に伴う海洋汚染への対応措置を確実に実施するためには、早急に国家油流出事故対応計画 (National Oil Spill Contingency Plan: National OSCP) の構築を進めることが望まれる。また、National OSCP の策定を通じて、イラク内の対応体制を整備すると共に、国際的な流出油対応スキームに則り、湾岸地域における地域協力体制を強化することが重要である。

National OSCP については、タスクチームとして環境省、石油省、運輸省を中心とするワーキング委員会を責任主体として組織することが望まれる。また、具体的な行動計画については、イラク側が自国の国内手続きに則って目標期日も含めて検討・策定することが必要である。以上を踏まえ、本調査では、各関係機関が会した場にて、①必要情報の確認・共有、②タスクチームの結成、③具体的なアクションプランの作成を行うことを目的とする。

また、本調査は、円借款事業「原油輸出施設復旧事業」について、石油流出事故対策の強化を行うことで援助効果の増大を図るために、3 フェーズに分けて実施された案件実施支援調査 (SAPI : Special Assistance for Project Implementation) にて作成されたターミナル OSRP を実効的に機能させるために実施するものであるとともに、調査結果は、今後のイラクのエネルギーセクターに対する効果的な援助アプローチ等検討のために活用されるものである。

3. 調査対象地域

イラク全土、バーレーン、クウェート

4. 調査業務の範囲

本業務は、「2. 調査の目的」を達成するため、JICA、イラク関係機関 (環境省、石油省、運輸省、各石油公社、港湾公社) 及び MEMAC と十分な意見交換を行いながら「5. 調査実施上の留意事項」をふまえつつ、「6. 調査業務の内容」に示す内容の調査を実施する。また、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成し JICA に提出するものとする。

5. 調査実施上の留意事項

(1) 本調査は、短い現地調査期間の中で、国家油流出事故対応計画（National Oil Spill Contingency Plan: National OSCP）の構築のための幅広い情報収集及び計画作成が求められる。ついては、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を実施し、調査・協議項目を整理した上で現地調査に臨むこと。

(2) イラクにおける調査地については、首都バグダッドもしくは、イラク南部のバスラを想定する。安全管理及び現地滞在査証等による制限が予測されるため、イラク滞在中には JICA イラク事務所との密な情報共有を心掛ける。

6. 調査業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、国家油流出事故対応計画（National Oil Spill Contingency Plan: National OSCP）の構築のための①必要情報の確認・共有、②タスクチームの結成、③具体的なアクションプランの作成を実施する。コンサルタントは国内作業及び現地調査について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

(1) 第1次国内作業（2014年2月下旬）

- ア 既存資料を確認・分析の上、第1次現地調査にて確認すべき項目につき整理する。
- イ 第1次現地調査にて協議する National OSCP の行動計画（スケジュール及び各関係機関の担当業務）及び調査必要事項につき、インセプション・レポートとしてまとめ、JICA 中東・欧州部と協議する。
- ウ MEMAC に対して、第1次現地調査につき協議要請を行い、アレンジを行う。
- エ ROPME 及び MEMAC との ROPME 加盟諸国に対する支援協力の可能性につき考察する。

(2) 第1次現地調査（2014年2月下旬～3月上旬）

- ア イラクでの会議に先立ち、MEMAC 事務局のあるバーレーンにて、MEMAC と協議の上、支援協力体制、スケジュール、MEMAC 側の協力実施内容、イラク側対応必要事項等につき確認する。また、MEMAC とは、ROPME 加盟諸国に対する支援協力の可能性に関しても協議する。

(3) 第2次国内作業（2014年3月上旬～3月中旬）

- ア 第1次現地調査の結果を踏まえ、National OSCP の行動計画、支援業務計画案を作成・精査する。
- イ イラク National OSCP 策定に係る調査項目について整理し、イラク側に協力及び必要情報の提供を要請する。
- ウ 第2次現地調査で協議すべき事項として、①タスクチームの結成、②具体的なアクションプラン（スケジュール及び各関係機関の担当業務）の決定、③支援業務計画案の協議に関して、JICA 中東・欧州部に説明・協議する。
- エ ROPME 及び MEMAC との ROPME 加盟諸国に対する支援協力の可能性につき考察する。

(4) 第2次現地調査 (2014年3月下旬)

- ア イラクでの会議に先立ち、ROPME事務局のあるクウェートにて、MEMAC及びイラク側キーパーソンと、①タスクチームの結成、②具体的なアクションプラン(スケジュール及び各関係機関の担当業務)の決定、③支援業務計画案につき協議する。
- イ クウェートにて、ROPME及びMEMACと、ROPME加盟諸国に対する支援協力の可能性に関しても協議する。
- ウ イラク(バクダッド或いはバスラを想定)にて業務関係者(イラク側関係機関及びMEMAC)との会議を開催し、①タスクチームの結成、②具体的なアクションプラン(スケジュール及び各関係機関の担当業務)の決定、③支援業務計画案につき協議する。

(5) 第3次国内作業 (2014年4月～5月中旬)

- ア 第2次現地調査の結果を踏まえ、National OSCPの行動計画、支援業務計画案を作成・精査する。
- イ イラク National OSCP策定に係る調査項目について整理し、イラク側に必要情報の提供を要請する。
- ウ 第3次現地調査で協議・決定すべき事項として、①タスクチームの結成、②具体的なアクションプラン(スケジュール及び各関係機関の担当業務)の決定、③支援業務計画案の協議に関して、ドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICA中東・欧州部に説明・協議する。
- エ ROPME及びMEMACとのROPME加盟諸国に対する支援協力の可能性につき考察する。

(6) 第3次現地調査 (2014年5月下旬)

- ア イラク(バクダッド或いはバスラを想定)にて業務関係者(イラク側関係機関及びMEMAC)との会議を開催し、ドラフト・ファイナル・レポートを説明の上、①タスクチームの構築、②具体的なアクションプラン(スケジュール及び各関係機関の担当業務)の決定、③支援業務計画案の策定を行う。
- イ 会議にて策定された最終案につき関係機関の幹部に説明し、協力要請を行う。

(7) 第4次国内作業 (2014年6月)

- ア 第3次現地調査にて策定されたアクションプラン及び支援業務計画、及び、ROPME及びMEMACとのROPME加盟諸国に対する支援協力の可能性に関して、ファイナル・レポートに纏める。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

- ア インセプション・レポート(IC/R)
提出時期：2014年2月下旬
部数：英文15部
- イ ドラフト・ファイナル・レポート(Df/R)
提出時期：2014年5月中旬

部数：英文 15 部

ウ ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2014 年 6 月下旬

部数：簡易製本版：英文 15 部、和文 5 部

公開用要約：英文 5 部、和文 5 部

電子データ (完全版)：10 セット

電子データ (公開用要約)：5 セット

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出すること。

(3) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照するものとする。なお、すべての成果品について、簡易製本とする。

(4) 報告書の作成

以下の諸点に留意すること。

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文についてはネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- イ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ウ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

調査は2014年2月下旬より開始し、2014年6月下旬の終了を目処とする。

時期 項目	2014年 2月	3月	4月	5月	6月
第1次国内作業	□				
インセプション・レポート提出	△				
第1次現地調査		■			
第2次国内作業		□			
第2次現地調査			■		
第3次国内作業			□		
ドラフト・ファイナル・レポート提出				△	
第3次現地調査				■	
第4次国内作業					□
ファイナル・レポート提出					△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：6.39 M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1 総括/油流出事故対応計画取り纏め(1号)
- 2 環境・安全管理(2号)
- 3 油流出事故対応計画
- 4 環境分野法体系(海外、国内)

3. 参考資料

- (1) 原油輸出施設のための油流出事故対応計画構築に係る調査（フェーズ1）報告書
- (2) 原油輸出施設のための油流出事故対応計画構築に係る調査（フェーズ2）報告書
- (3) 原油輸出施設のための油流出事故対応計画構築に係る調査（フェーズ3）報告書

※上記資料につき、公開できない内容を除いたものは JICA 中東・欧州部中東第二課にて閲覧可能。

4. 特別経費

イラク内で現地調査をする際は、下記特別経費を認める。

(1) コンサルタントは、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の当該経費を契約金額に含めること。当該経費の見積もりは別見積とする。

- ア 警備員傭上、安全対策設備費等（含む防弾車）
- イ 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金）
- ウ 各種保険契約（戦争特約）
- エ 現地業務調整などの傭人

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

(3) 宿泊料

宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、その取扱いは別に定める。見積作成にあたっては、規定額を計上すること。

(4) 一般管理費等

治安面で十分安定しているとはいえない地域においては、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

5. 複数年度契約

本調査は年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラクの治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク内での現地調査にあたっては、同国滞在日数が9日以内となるような日程を原則とし、現地調査日程について前広に JICA 中東・欧州部に連絡・調整した上で確定することとする。なお、イラク内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- ・初めてイラクに派遣される全 JICA 関係者（業務実施コンサルタント等含む）は、渡航前に JICA 安全管理室による安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラクに派遣された経験があり、直近の派遣から1年未満の派遣者については必須とはしない。
- ・早め（2か月前目途）に渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室に申請する。イラク事務所は承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ・民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中については、PSD の指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- ・出入国時及びイラク内移動時には、必ず事務所に連絡を入れる。
- ・防弾車両で移動を行う。
- ・渡航先については、イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ・移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ・携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないようくれぐれも注意する。
- ・宿泊先は、バグダッドに関しては、基本的には、事務所が立地する CRG コンパウンドか BIAP に隣接する BIAP ホテルのみ滞在可能。その他の宿舎（例：他の警備会社が運営するコンパウンド）については、事前に事務所に相談し、安全対策上問題がない場合のみ許可となる。バスラに関しては、IEC（Iraq Energy City：バスラ市郊外に立地し、CRG 社事務所が IEC 内に立地している）を優先とし、空きがない場合や業務上やむを得ない場合は、事務所の事前了解を前提として他の宿泊先（基本的に Basrah International Hotel：BIH）の宿泊も可とする。
- ・日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ・戦争特約・功劳金に伴う手続きを行う。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後に受注者へ連絡する。

以上